

国内旅行傷害保険のご案内

契約タイプ 包括契約用

2024年9月1日以降始期用

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 2024年6月作成 24T-000467

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットすることができます。(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

①～⑤傷害

- ①死亡保険金
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金
- ④手術保険金
- ⑤通院保険金



旅館で転倒し、ケガをした

⑥賠償責任保険金

展示品を壊してしまった



国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象なる方に 損害賠償責任がない場合等

<保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「国内旅行傷害保険のご説明」をご確認ください。>

ご契約タイプ一覧表 (保険金額*とお支払いいただく保険料)

ご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)はご出発の当日を含めて数えます。
たとえば、「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間(保険のご契約期間)は「7日まで」となります。
- 次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*1と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・保険の対象となる方の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
 - ・保険の対象となる方の同意がない場合(ご加入者は保険の対象となる方の場合を除きます。)
 - *1この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお受けができない場合があります。

保険期間 (ご旅行期間)	日帰り・2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで			1ヶ月まで	
ご契約タイプ	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2	
傷害	①②死亡・後遺障害保険金額	500万円	850万円	1,000万円	500万円	800万円	1,000万円	295万円	518万円	1,000万円	845万円	1,000万円	850万円	1,000万円
	②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払します。												
	③入院保険金日額	3,000円	6,500円	15,000円	2,500円	6,000円	10,000円	1,500円	3,000円	6,500円	7,500円	11,000円	8,700円	11,000円
	④手術保険金	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は5倍となります。												
	⑤通院保険金日額	2,000円	3,000円	7,000円	1,500円	2,500円	3,500円	1,000円	1,500円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	6,000円
	⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	3,000万円												
⑦携行品損害保険金額 (免責金額3,000円)	10万円	40万円	50万円	10万円	35万円	50万円	10万円	35万円	45万円	30万円	40万円	40万円	45万円	
⑧救援者費用等保険金額	160万円	180万円	215万円	48万円	65万円	300万円	83万円	105万円	248万円	135万円	170万円	254万円	274万円	
お支払いただく保険料	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円	

* 各保険金額・日額には引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

ご契約に関する注意

- ①保険料領收証: 保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領收証を発行しますので、お確かめください。
- ②保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または保険会社にてご加入の手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または保険会社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領收証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ③補償の重複について: 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者(ご加入者)の皆様がご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。

この保険は山交観光㈱を保険契約者とし、国内旅行者のうち国内旅行傷害保険に加入依頼の申し出が確認された方を保険の対象となる方とする国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットには国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 <代理店> 山交観光株式会社
〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18
TEL: 023-641-4567 FAX: 023-641-4573

<保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社
担当支社 山形支店 山形支社(地域チーム)
〒990-8522 山形市 松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2階
TEL: 023-632-5518

国内旅行傷害保険のご説明

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お 支 払 い す る 保 険 金	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害	死 保 險 亡 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ◆既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボスラー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。） ●自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●もちろん、脳梗塞、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
	後 障 害 保 險 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセッティングされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
	入 保 院 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払います。 ◆事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ◆支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ◆入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	
	手 保 險 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科医療報酬点数表に、手術料の算定対象として列記されている手術 ⑤「先進医療」 ⑥厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定めた算定基準に適合する病院または診療所において行われるもの）限りであります。（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）なお、審査を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている医療は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術*4 10倍 ②上記以外の手術*4 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限ります。	
	通 保 院 金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは含まれません。 *7 ギブス、ギブシーネ、ギブシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払います。 ◆事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ◆支払対象となる「通院日数」は90日（支払限度日数）を限度とします。 ◆通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ◆入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。 ◆通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	
	賠 償 保 険 金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産（客室外におけるセイティファイボックスおよび収容のキーを含みます。））を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用・損害賠償金に要した費用等もお支払いできことがあります。 ※2損害賠償の対象の事故（訴訟の範囲外の裁判所にて提起された場合等）に限りません。 ※3損害賠償の対象は原則として東京海上日動が行います。※又は海上日動の委託先が行います。 ※4損害賠償の対象は原則として東京海上日動が行います。 ※5損害賠償請求権の保全手続費用について相手方に損害賠償請求権をもつた場合等に相手方との訴訟交渉はできませんのでご注意ください。 ※6損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えられた損害はお支払いの対象となります。） ●原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任
	携 行 品 損 害 保 険 金	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金・乗車券・宿泊券・衣類・カメラ式等、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 ①日本国内旅行中に急激かつ偶然な外來の事故によって保険の対象となる方の生死を確認できない場合または緊急な搜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合。 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外來の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）または生存して14日以上入院*3された場合。 *16補償する場合には特別危険担保特約をセッティングし、別途割増保険料をいただきます。	（携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした）損害額*13をお支払いします。 ※現車等または通案等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、時価額または修理費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または防止するに必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。 ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※1回の事故ごとに免責額（自己負担額）3,000円をご自身で負担していただきます。 お支払いする保険金=損害額*13-免責額（自己負担額）3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象となる性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●單なる外観の損傷 ●機能性に支障をきたさない損害 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押さえ、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。） ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
	教 授 者 費 用 等 保 険 金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②保険の対象となる方がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんに遭難した場合*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外來の事故によって保険の対象となる方の生死を確認できない場合または緊急な搜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合。 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外來の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）または生存して14日以上入院*3された場合。 *16補償する場合には特別危険担保特約をセッティングし、別途割増保険料をいただきます。	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救援者等が費用を保険金額が保険期間中の支払額の限度とします。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費（救援者2名分まで） ③宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救援者2名分まで） ④現地からの移送費用*17 ⑤現地での諸経費（3万円まで） *17宿泊運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意による事故 ●保険金受取人の故意または重大な過失（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボスラー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセッティングし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。）*18 ●自動車等の乗用具を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

*4 9歳児等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。

*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが画面等により確認できる場合に限ります。）

①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*11 戸籍上の性別が同一の場合には夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外來性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（たとえば職業病、ニンズ肩等）

●「日本国内旅行」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出发してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。